

## 汚染土壌の搬出等に関する規制

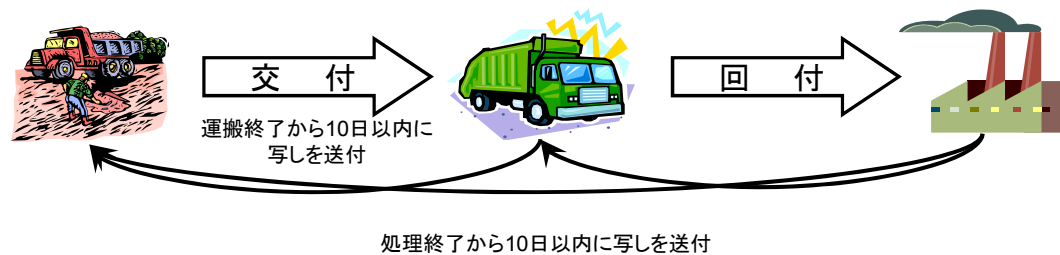
要措置区域及び形質変更時要届出区域から搬出される土壌に適用されます。

### < 汚染土壌の運搬と処理 >

- 汚染土壌の搬出の14日前までの届出が必要です。(16条)  
→計画が運搬基準に違反している等の場合には、計画変更命令が発出されます。
- 運搬基準に従い運搬しなければなりません。(17条)
- 汚染土壌処理業者に処理を委託しなければなりません。(18条)  
→運搬基準に従って適正な運搬がなされていない場合又は汚染土壌の処理を処理業者に委託しなかった場合には、措置命令が発出されます。(19条)

### < 汚染土壌管理票の交付及び保存の義務 >

運搬・処理の委託者及び受託者は、汚染土壌処理にかかる管理票を交付・保存等する必要があります。(20条) 管理票は5年間保存しなければなりません。



### < 汚染土壌処理業 >

汚染土壌の処理を業として行おうとするものは、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(汚染土壌処理施設)ごとに、県の許可を受ける必要があります。(22条)



汚染土壌の処理は、浄化等処理施設、分別等処理施設、埋立処理施設、セメント製造施設のいずれかで中間処理及び処分を行います。

汚染土壌処理業の許可取得を検討している方へ

県環境保全課又は各地区の保健所までご相談下さい。

【出典】中央環境審議会 土壌農業部会 土壌制度小委員会資料

# 土壌汚染に関する規制が平成22年4月から強化されました!

土壌汚染対策法は、土壌汚染による人の健康被害を防止することを目的として平成15年2月より施行されていますが、土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更時の届出や汚染土壌処理業の許可制度といった新たな制度が導入され、平成22年4月1日より施行されます。

## 改正土壌汚染対策法のポイント

### 調査契機の拡大、規制対象区域の指定

#### 調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(3条)
- 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更時(4条)
- 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県が認めるとき(5条)

自主的な調査において土壌汚染が判明した場合において、土地所有者等が、県に区域の指定を申請(14条)

#### 【土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合】

調査対象項目  
揮発性有機化合物(VOC),  
重金属類,農薬等 25項目

指定基準  
1 直接摂取によるリスク 含有量基準  
2 地下水の摂取によるリスク 溶出量基準

### 規制対象区域の分類

#### ①要措置区域(6条)

汚染土壌の摂取経路があり\*、健康被害の生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域  
→汚染の除去等の措置(7条)  
→土地の形質の変更の禁止(9条)

#### ②形質変更時要届出区域(11条)

汚染土壌の摂取経路がなく、健康被害の生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域  
→土地の形質の変更時に県に計画の届出が必要(12条)

#### 【摂取経路の遮断が行われた場合】

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

\*下線部が今回改正により導入された部分です。

「汚染土壌の摂取経路がある」とは、地下水が飲用として利用されているか、一般人が立入ることができる状態にあることをさします。



文化環境部 環境保全課 水環境・赤土対策班  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
TEL: 098-866-2236 FAX: 098-866-2240  
<http://www.pref.okinawa.jp/kankyohozen/index.html>

## 3,000㎡以上の土地の形質の変更時の届出

工事着手の30日前までに  
一定規模(3,000㎡)以上の  
形質の変更の届出



汚染のおそれの基準の  
該当性の判断



調査命令の発出



調査実施

汚染された土壌が土地の形質変更により拡散することを防ぐため、一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更にあたっては30日前の県への届出が義務づけられました。届出された土地が特定有害物質による汚染のおそれがあると認められる場合、土壌の調査命令を発出し、その結果汚染が確認された場合には、規制対象区域に指定されることとなります。

### Q.届出が必要となるのはどのような行為ですか？

**土壌の掘削範囲と盛土範囲をあわせて3,000㎡以上**となる土地の形質の変更行為です。ただし、以下に示す行為は届出の例外行為に該当しますので、届出は不要です。

#### <届出対象外>

- ①以下のア～ウのすべてを満たす行為
  - ア 土壌を形質の変更をする土地の区域外へ搬出しないこと
  - イ 土壌の飛散又は流出を伴わないこと
  - ウ 掘削深度が50cm未満であること
- ② 営農行為であり、区域外に搬出しないこと
- ③ 林業用作業路網の整備であり、区域外に搬出しないこと
- ④ 鉱山関係の土地の形質の変更

### Q.調査命令の対象となるのは、どういう土地ですか？

カドミウム等の重金属、揮発性有機化合物、農薬等の特定有害物質によって、土壌汚染のおそれがあると認められる土地です。例えば、過去の土壌調査によって土壌汚染が確認されている土地や、ガソリンスタンド跡地、有害物質を取り扱う施設の跡地等が該当します。



#### <汚染のおそれを判断する土地基準>規則26条

- ① 特定有害物質による汚染が土壌の指定基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地

### 届出窓口

○北部地区  
北部保健所 生活環境班 0980-52-2636

○那覇地区  
中央保健所 環境保全班 098-836-1340

○中部地区(宜野座村～宜野湾市)  
中部保健所 環境保全班 098-938-9787

○南部地区  
南部保健所 生活環境班 098-889-6799

### Q.調査命令とはどのようなものですか？

- 調査対象となる土地の場所
- 調査対象となる特定有害物質の種類
- 調査を行う理由
- 報告期限

以上の点について書面によりお知らせします。調査命令をうけた土地の所有者、管理者又は占有者は、指定調査機関\*に土壌汚染状況調査を依頼する必要があります。

#### \*指定調査機関とは

環境大臣の指定を受けた土壌調査を実施する機関。土壌汚染対策法に基づく調査(3条、4条、5条調査)は、指定調査機関に実施させなければなりません。

### ○届出範囲=調査対象ではありません！

掘削範囲のうち土壌汚染のおそれがある範囲が調査命令の対象となります。

### Q.届出は誰が行うものですか？

**土地の形質の変更に関する計画の内容の決定者**が届出を行います。

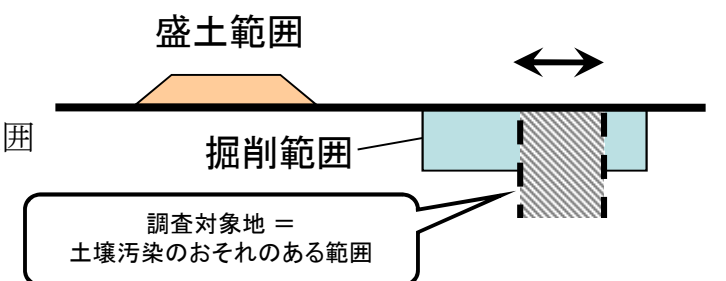
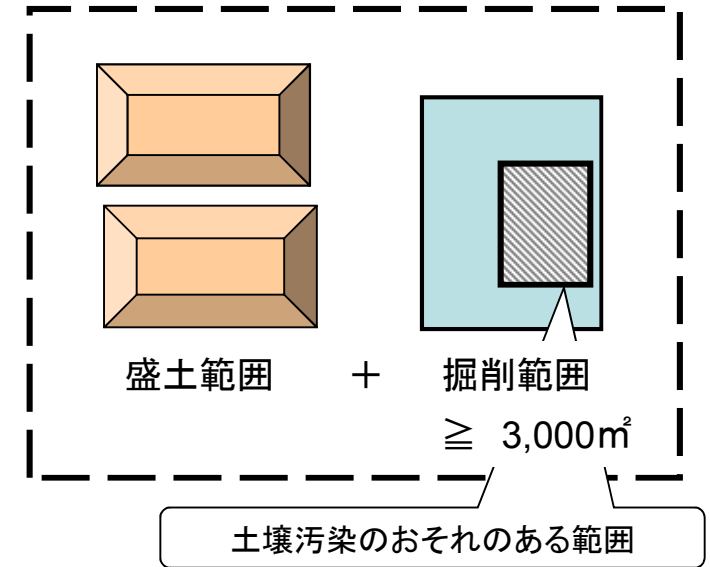
例えば、土地を借りて開発行為等を行う場合には、開発業者が届出を行います。工事の請負の発注者と受注者とは、計画の内容の決定権をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が届出を行うこととなります。

### Q.届出にはどのような書類が必要ですか？

- ① 申請書(沖縄県環境保全課のホームページからダウンロードできます。)
- ② 土地の形質の変更の範囲がわかる図面
- ③ 土地の形質の変更の実施について土地の所有者等の同意書\*

\* 届出者が形質の変更を行う土地所有者等でない場合には、土地の所有者等が形質の変更を行うことに同意していることを証する書面を添付して下さい。

### 事業対象範囲



工事区域の管轄保健所に  
**30日前**までに届け出て下さい。

○宮古地区  
宮古保健所 生活環境班 0980-72-3501

○八重山地区  
八重山保健所 生活環境班 0980-82-3243